

11.1 義援金の募集・配分・活用

佐用町地域防災計画では、町義援金に関する業務は総務対策部が行うこととなっている。

災害翌日の8月10日から19日の間に5金融機関の協力を得て募集口座を開設した。

8月12日の記者会見で義援金募集を広報し、その後は口座開設の都度、報道発表を行った。8月16日からは町ホームページにおいても公開し、PRを行った。

9月30日第1回義援金配分委員会を開催し、義援金の配分方法、配分の対象及び配分の基準などを協議、決定した。配分基準は、人的被害に対し死亡30万円、住家被害に対し全壊20万円、大規模半壊・半壊10万円、床上浸水5万円としたほか、商工業復興の趣旨から商工業者支援として店舗等の床上浸水以上の被害に対し、3万円の配分を行った。

県の協力を得て10月15日の第1次配分から、被災者に対して町の義援金と県の義援金を同時に給付することができた。

2月10日第2回義援金配分委員会を開催し、人的被害に対し死亡15万円、住家被害に対し全壊9万6千円、大規模半壊・半壊4万8千円、床上浸水2万4千円、商工業者支援として店舗等の床上浸水以上の被害に対し1万4千円を配分することとし、県の義援金と同時に第2次配分を3月26日に行った。なお、第2次配分は口座振込を利用した。

また、町では義援金のうち944万円は災害遺児修学支援金として基金に積み立て、災害で保護者を亡くした児童・生徒5人に対し、高等学校卒業までの支援を行うこととした。

このほか、被災者の福祉・教育行政や昆虫館の復旧などに用途を指定した義援金も多く寄せられた。

寄せられた義援金の総額は206,946,601円（平成22年3月31日現在）となっている。

(参考) 佐用町・兵庫県義援金配分一覧表

1. 佐用町義援金第1次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	200,000	139	27,800,000	死亡	300,000	18人	5,400,000
大規模半壊	100,000	269	26,900,000	行方不明	300,000	2人	600,000
半壊	100,000	483	48,300,000	重傷者	30,000	3人	90,000
床上浸水	50,000	157	7,850,000	合計		23人	6,090,000
店舗・事業所	30,000	322	9,660,000				
合計		1370	120,510,000	総計			126,600,000
2. 佐用町義援金第2次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	96,000	139	13,344,000	死亡	150,000	18人	2,700,000
大規模半壊	48,000	269	12,912,000	行方不明	150,000	2人	300,000
半壊	48,000	476	22,848,000	重傷者	15,000	3人	45,000
床上浸水	24,000	157	3,768,000	合計		23人	3,045,000
店舗・事業所	14,000	321	4,494,000				
合計		1362	57,366,000	総計			60,411,000
※半壊7世帯辞退							
3. 災害遺児修学支援金							
修学支援金	月額 20,000円			総計 9,440,000			
入学支度金	小・中・高 80,000円						
人数	5人						
4. 兵庫県義援金第1次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	220,000	139	30,580,000	死亡	220,000	18人	3,960,000
大規模半壊	110,000	269	29,590,000	行方不明	220,000	2人	440,000
半壊	110,000	476	52,360,000	重傷者	110,000	1人	110,000
床上浸水	40,000	157	6,280,000	合計		21人	4,510,000
合計		1041	118,810,000	総計			123,320,000
5. 兵庫県義援金第2次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	100,000	139	13,900,000	死亡	100,000	18人	1,800,000
大規模半壊	50,000	269	13,450,000	行方不明	100,000	2人	200,000
半壊	50,000	476	23,800,000	重傷者	50,000	1人	50,000
床上浸水	20,000	157	3,140,000	合計		21人	2,050,000
合計		1041	54,290,000	総計			56,340,000

11.2 被災者への生活再建支援（兵庫県）

兵庫県では、平成21年台風第9号等により被災を受けた県民等に対し、各種制度を設け支援している。その主な支援制度は、以下のとおりである。

(1) 生活再建のための支援制度

種別	名称	内容																			
給付	災害弔慰金	生計維持者が死亡した場合：500万円 その他の方が死亡した場合：250万円																			
	災害援護金	全壊世帯：20万円 半壊世帯：10万円 床上浸水世帯：5万円 重傷被災者：3万円																			
融資	被災者生活復興資金貸付金	対象者：全壊・半壊・床上浸水の罹災証明書の交付又は自家用自動車の被害証明書の交付を受けた方（収入要件あり） 資金用途：家具等生活必需品、自家用自動車の修理・買換え 貸付限度額：300万円 貸付利率：無利子（貸付期間：5年以内）																			
	災害援護資金貸付金	対象者：世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の全・半壊、住居の滅失又は流出した世帯の世帯主（収入要件あり） 貸付限度額：350万円 貸付利率：年3%（貸付期間7年）																			
減免	県税の軽減	①申告・納付等の期限延長 ②徴収猶予 ③個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免 ④納税証明書交付手数料の減免																			
	福祉医療制度の一部負担金の免除	対象者：福祉医療対象者及び扶養義務者等で大規模半壊以上の被災者等 支援内容：一部負担金を全額免除																			
	使用料・手数料の減免	対象者：全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被災者 減免対象：各種免許証の再発行手数料、営業再開許可申請手数料、建築物復旧に必要な許可申請手数料等																			
	県立学校・県立大学等の授業料減免	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">県立学校授業料</th> <th colspan="2">県立大学等授業料</th> </tr> <tr> <th>全壊・大規模半壊</th> <th>半壊・床上浸水</th> <th>全壊・大規模半壊</th> <th>半壊・床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免対象</td> <td colspan="2">H21.8～H22.3分</td> <td colspan="2">H22年度後期分</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>1/2</td> <td>全額</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県立学校授業料		県立大学等授業料		全壊・大規模半壊	半壊・床上浸水	全壊・大規模半壊	半壊・床上浸水	減免対象	H21.8～H22.3分		H22年度後期分		減免割合	全額	1/2	全額	1/2
	区分	県立学校授業料		県立大学等授業料																	
全壊・大規模半壊		半壊・床上浸水	全壊・大規模半壊	半壊・床上浸水																	
減免対象	H21.8～H22.3分		H22年度後期分																		
減免割合	全額	1/2	全額	1/2																	
私学高校生等の授業料免除	対象者：全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被災者 支援内容：全壊・大規模半壊 補助単価 15万円 半壊・床上浸水 補助単価 7万5千円																				

(2) 住宅再建のための支援制度

種別	名称	内容																	
給付	被災者生活再建支援金(国)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">支給額</td> <td>区分</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>300万円</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4</p> <table border="1"> <tr> <td>支払方法</td> <td>住宅の被害程度及び再建の態様に応じ定額支給</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>制限なし</td> </tr> </table>	支給額	区分	建設・購入	補修	賃借	全壊	300万円	200万円	150万円	大規模半壊	250万円	150万円	100万円	支払方法	住宅の被害程度及び再建の態様に応じ定額支給	使途	制限なし
	支給額	区分		建設・購入	補修	賃借													
全壊		300万円		200万円	150万円														
大規模半壊		250万円	150万円	100万円															
支払方法	住宅の被害程度及び再建の態様に応じ定額支給																		
使途	制限なし																		
	被災者生活再建支援金(県)	半壊世帯：25万円 床上浸水(家屋損壊割合10%以上20%未満)世帯：15万円																	
	ひょうご災害復興ローン	対象者：半壊以上(補修の場合は床上浸水以上)の被害を受け、住宅を建設・購入、補修する方 融資限度額：100万円～500万円(補修は上限400万円) 融資利率：年2.0%(返済期間：25年)																	
	住宅災害復興融資利子補給	対象者：住宅を建設・購入、補修するためにローンを組んだ被災者 対象融資：ひょうご住宅災害復興ローン、住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資 利子補給率：年2.0%(利子補給期間：5年間) 利子補給対象融資限度額：建設・購入 1,960万円 補修 640万円 ※二重住宅ローン者(既存ローン500万円以上)に対し、既存の住宅ローンの利息の一部を助成																	
	高齢者住宅再建支援事業	対象者：半壊以上の被害を受け、住宅を建設・購入する65歳以上の世帯主 補助額：100万円																	
	住居再建に伴う一時転居者支援事業	対象者：自己所有住宅再建のため県内民間賃貸住宅に入居する者、又は賃貸住宅入居者で所有者が賃貸物件を再建する間、他の県内民間賃貸住宅に入居し、再建後に再入居する者 助成額：自己所有 家賃月額1/2(3万円上限) 賃貸住宅 従前家賃と家賃差額の1/2(3万円上限) 助成期間：6か月																	
	兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)	対象者：全壊・大規模半壊・半壊の被害を受け、フェニックス共済に加入していた方 支給額：全壊 再建・購入 600万円、補修 200万円 大規模半壊 再建・購入 600万円、補修 100万円 半壊 再建・購入 600万円、補修 50万円 ※再建等を行わず別の住宅に居住する場合 10万円																	

種別	名称	内容
減免	不動産取得税の減免	<p>①一般特例 対象者：被災した家屋の代替不動産を取得する方 対象期間：被災から3年以内 減免額：代替家屋の㎡単価×被災家屋の床面積×減免割合×税率で算出した額と現行制度（被災家屋の価格×減免割合×税率）による減免額のいずれか大きい方の額</p> <p>②高齢者特例 対象者：満65歳以上の被災者で、被災家屋と同一市町区域内で居住用の住宅を建て替える方 対象期間：被災から3年以内 減免額：代替家屋に係る不動産取得税を全額減免</p>
現物支給	住宅の応急修理（災害救助法）	<p>対象者：災害救助法の適用を受けた市町において半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急仮設住宅等に入居していない方（収入要件あり） 修理限度額：1世帯当たり 52万円</p>

このほか、中小企業者、商店街、医療機関等への支援や農林業者等への支援を実施している。

○中小企業者、商店街、医療機関等への主な支援

- ・経営円滑化貸付（災害復旧枠）（融資利率1.35%、融資限度額1億円）
- ・県制度融資または政府系金融機関災害復旧貸付への利子補給（利子補給2,000万円、利子補給期間3年間）
- ・福祉医療機構災害復旧貸付への利子補給（3,000万円を上限に3年間の利子全額を補給）
- ・社会福祉施設災害復旧事業（補助率3/4）
- ・災害復旧高度化事業（無利子、整備資金の90%以内を融資）
- ・商店街災害復興コンサルタント派遣事業（限度額200万円）
- ・被災商店街等施設復旧支援事業（限度額500万円、補助率1/2）
- ・空き店舗活用支援事業（限度額1年目：225万円、2年目：75万円、補助率1/2）

○農林業者等への主な支援

- ・美しい村づくり資金（災害資金）（貸付限度額：2,000万円）
- ・農業近代化資金（貸付限度額：2億円）
- ・地域農業再生事業（補助率3/4、限度額：500万円）
- ・農業担い手継続対策事業（営農継続用機械整備事業）（補助率3/4、限度額：1,000万円）
- ・県単独災害関連ほ場整備事業（補助率8/10）
- ・野生動物防護柵集落連携設置事業（補助率9/10）

また、これ以外にも佐用町が独自に、緊急見舞金の支給や町民税、水道・下水道料金の減免などの支援を実施している。

11.3 被災者への生活再建支援（佐用町）

佐用町では、平成21年台風第9号等により被災を受けた町民等に対し、各種制度を設け支援している。主な支援制度は、以下のとおりである。

【支給制度】

名 称	内 容	問合せ																						
災害弔慰金	災害で亡くなられたかたのご遺族に支給。 生計維持者が死亡した場合：500万円 その他の方が死亡した場合：250万円	住民課																						
災害援護金及び緊急見舞金	被災者世帯に、被害の程度によって、災害援護金及び緊急見舞金を支給。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>援護金の額</th> <th>見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>20万円／世帯</td> <td>10万円／世帯</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>10万円／世帯</td> <td>10万円／世帯</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10万円／世帯</td> <td>5万円／世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5万円／世帯</td> <td>2万円／世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	援護金の額	見舞金の額	全壊	20万円／世帯	10万円／世帯	大規模半壊	10万円／世帯	10万円／世帯	半壊	10万円／世帯	5万円／世帯	床上浸水	5万円／世帯	2万円／世帯	住民課							
区 分	援護金の額	見舞金の額																						
全壊	20万円／世帯	10万円／世帯																						
大規模半壊	10万円／世帯	10万円／世帯																						
半壊	10万円／世帯	5万円／世帯																						
床上浸水	5万円／世帯	2万円／世帯																						
被災者生活再建支援制度	住宅が全壊、大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給。 ①基礎支援金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">大規模半壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> <th colspan="2">床上浸水 家屋の損傷割合</th> </tr> <tr> <th>10%～20%未満</th> <th>10%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> <td>15万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> ②全壊・大規模半壊住宅の再建方法に応じ支給される加算支援金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>運搬購入</th> <th>補修</th> <th>貸借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水 家屋の損傷割合		10%～20%未満	10%未満	支給額	100万円	50万円	25万円	15万円	5万円	住宅の再建方法	運搬購入	補修	貸借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	災害復興対策室、 県復興支援室
住宅の被害程度	全壊					大規模半壊	半壊	床上浸水 家屋の損傷割合																
		10%～20%未満	10%未満																					
支給額	100万円	50万円	25万円	15万円	5万円																			
住宅の再建方法	運搬購入	補修	貸借（公営住宅以外）																					
支給額	200万円	100万円	50万円																					
フェニックス共済	条件によって最高600万円の給付を受けることが可能。	（財）兵庫県住宅再建共済基金																						
学用品などの支給	災害による経済的な理由で、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品などを援助。	教育委員会																						
雇用保険の支給など	災害で事業所がやむを得ず休業し、一時的に離職する場合、失業保険の基本手当が支給。	ハローワーク龍野																						

【公的融資制度】

被災者生活復興資金の貸付	住家被害を受け、全壊・半壊・床上浸水の「り災証明」の交付を受けた方、または自家用自動車に被害を受け、被災証明書の交付を受けた方などに、必要な資金を無利子で貸し付け（所得制限あり）。 ※資金使途：家具・家庭用電気製品など生活必需品の修理・買いかえや、自家用車の修理・買いかえなど ※限度額：300万円 ※受付期間：10月～12月28日（月）	災害復興対策室
災害援護資金貸付金	災害で負傷、または家財の損害を受けた方、住居の全壊・半壊の方に対し、生活再建に必要な資金を貸し付け（所得制限あり）。 ※限度額：350万円	災害復興対策室
住宅災害復興融資利子補給	被災者が住宅の建設、購入、補修を行うためのローンに対する利子補給制度（補給率2%）。	災害復興対策室
高齢者住宅再建支援	世帯主である65歳以上の被災者で、住宅を建設・購入するかに、費用の一部を助成。 ※補助額：100万円	災害復興対策室
住宅再建にともなう一時転居者支援	被災住宅の再建のため、一時的に民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部を助成。	災害復興対策室

【減免制度】

税金	【町県民税・固定資産税・国民健康保険税】 被害の程度や前年所得などによって、町税などの一部、または全額が減免。	町県民税・固定資産税は税務課
	【所得税】 災害で住宅や家財などに損害を受けた場合、平成21年分の確定申告で所得税の一部、または全部が軽減。	相生税務署
	【県税】 被災状況によって、納税の猶予や減免などが適用。	龍野県税事務所、自動車取得税は姫路県税事務所
国民健康保険の医療費の一部負担	被害の程度によって、原則3か月（最長6か月）の期間で一部、または全額を減免。	住民課
介護保険料とサービス利用者負担	災害の程度によって、平成21年年8月から11月、または平成22年年3月まで、保険料とサービス利用者負担の一部、または全額を減免。	健康課
後期高齢者医療の保険料と一部負担	災害の程度によって、保険料は平成21年8月から平成22年7月まで、一部負担金は原則3か月（最長6か月）の期間で一部、または全額を減免。	福祉課
福祉医療の一部負担	災害の程度によって、平成21年8月から平成22年1月まで一部負担金を減免。	福祉課